

社会福祉法人広寿会
報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広寿会（以下「法人」という。）の評議員及び理事等（以下「役員等」という。）の報酬又は日当（以下「報酬等」という。）のほか、役員等及び職員の旅費及びこれに属する費用（以下「旅費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程の適用範囲となる役員等とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事長・理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任委員
- (5) 第三者委員
- (6) 入所検討委員

(報酬)

第3条 次に掲げる法人の業務に従事した前条第1号から第3号に掲げる役員等には、その職務執行の対価として、報酬（別表1）を支払うものとする。

- (1) 評議員会への出席
 - (2) 理事会への出席
 - (3) 法人の監査業務
 - (4) その他前各号に準ずる職務執行
- 2 理事長が次に掲げる職務執行のために勤務したときは、前項にかかわらず、その時間数に応じて報酬（別表2）を支払うものとする。
- (1) 決裁その他の事務執行
 - (2) 来客対応
 - (3) 職員採用面接
 - (4) 前項に該当しないその他必要な職務
- 3 次に掲げる法人の用務に従事した前条第4号から第6号に掲げる役員等には、その職務執行の対価として、報酬（別表3）を支払うものとする。
- (1) 評議員選任委員会への出席
 - (2) 第三者委員会への出席
 - (3) 入所検討委員会への出席
 - (4) その他法人が招集する会合への出席等
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは報酬を支払わない。

- (1) 法人の職員として給与の支払いがある場合
- (2) 第三者からの要請等により行う用務で、その第三者から報酬その他これに類するものが支払われる場合

(日当)

第4条 第2条に掲げる役員等が外部で行われる会議又は研修会等に出張した場合は、日当(別表4)を支払うものとする。

- 2 前項について、その日当の支払い事由と前条第1項から第3項に掲げる報酬の支払い事由とが同日において発生するときは報酬のみを支払うこととし、日当は支給しない。
- 3 前項のほか、次の各号に該当するときは日当を支払わない。
 - (1) 法人の職員として給与の支払いがある場合
 - (2) 第三者からの要請等により行う用務で、その第三者から日当その他これに類するものが支払われる場合

(旅費)

第5条 法人は、役員等及び職員がその職務執行のために要した次に掲げる旅費の全部又は一部を負担する。

- (1) 公共交通機関の料金
 - (2) 宿泊費
 - (3) 自家用車使用料
 - (4) 有料道路通行料金及び駐車料金
 - (5) その他法人が認めた費用
- 2 前項第3号の自家用車使用料については、その走行距離(1km未満切捨)に25円の単価を乗じた額を支給するものとする。ただし、片道距離が10km未満であるときはこれを支給しない。
 - 3 職員(役員等を兼務する職員含む)への自家用車使用料の支給は、前項にかかわらず、給与規程に規定する通勤手当支給の有無等、その実態を勘案して行う。なお、その場合の1km当たりの単価は、前項で規定した額と同額とする。

(報酬の支払方法等)

第6条 役員等に対する報酬等の支払いは毎月末日で締め、翌月に一括して支払うものとする。なお、旅費についても同様とする。

- 2 支払方法は、それぞれ届出のあった金融機関への振込とする。ただし、理事長が認めるときは、現金による支払いもできる。
- 3 前2項による支払いをするとき、第3条に規定する報酬については、所得税法等関係法令の規定に基づき、源泉徴収して支払うものとする。第4条に規定する日当及び第5条に規定する旅費については、非課税として取り扱うものとする。
- 4 職員に対する旅費の支払いは、第1項及び第2項にかかわらず、原則としてその都度、現金により支払うものとする。

(規定外事項の取扱い)

第7条 この規程に定めのない事項又はこの規程により難い事項が生じたときは、理事長がその都度判断して対応する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第9条の規定により、あらかじめ行われる評議員選任委員会に出席した評議員選任委員については、この規程の例により日当等の支払いを行う。
- 3 広寿会旅費規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

役職	報酬
評議員	8,000 円
理事長 理事	8,000 円
監事	8,000 円

表中の報酬は、1日当たりの額（職務執行に要した時間は問わない）。

別表2（第3条第2項関係）

役職	報酬
理事長	半日を超えるとき 8,000 円 半日を超えないとき 4,000 円

表中の報酬は、1日当たりの額（職務執行に要した時間は問わない）。

別表3（第3条第3項関係）

役職	報酬
評議員選任委員	4,000 円
第三者委員	4,000 円
入所検討委員	4,000 円

表中の報酬は、1日当たりの額（職務執行に要した時間は問わない）。

別表 4（第 4 条第 1 項関係）

役職	日当
評議員	8,000 円
理事長 理事	8,000 円
監 事	8,000 円
評議員選任委員	4,000 円
第三者委員	4,000 円
入所検討委員	4,000 円

表中の日当は、1 日当たりの額（職務執行に要した時間は問わない）。